

日弁連法1第263号
2024年（令和6年）10月16日

司法研修所事務局長 石 井 芳 明 殿

日本弁護士連合会
事務総長 岡 田 理 樹
(公印省略)

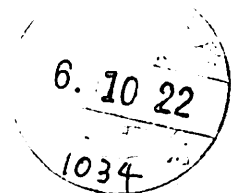
第77期司法修習生等に対する採用に関する要請について
(事務連絡)

標記につきまして、当連合会から弁護士会に対し、別紙のとおり要請を行っておりますので、御参考として送付します。
よろしくお願いいたします。

添付資料

2024年10月9日付け 日弁連法1第249号「司法修習生等の就職活動等に関する御協力のお願い」

担当課 日本弁護士連合会法制部法制第一課 ()
電 話 [REDACTED]
FAX [REDACTED]
E-MAIL [REDACTED]



日弁連法1第249号
2024年（令和6年）10月9日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
会長 淵 上 玲 子
(公印省略)

司法修習生等の就職活動等に関する御協力をお願い

平素より当連合会の活動に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

司法修習生等の就職活動等に関し、下記の事項を会員に周知することにつき、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

第1 司法修習生等の採用に関する要請

当連合会は、令和7年3月19日から司法修習を開始する第78期司法修習生及び司法修習予定者（以下、併せて「司法修習生等」という。）の採用に関し、司法修習の実効性を確保するとともに、司法修習生等の職業選択の自由を尊重する観点から、以下のとおり要請いたします。

1 採用情報提供の開始時期

司法修習生等の採用情報は、司法試験合格発表日（令和6年11月6日）から提供を開始するものとし、同日以降に、弁護士会（当連合会や弁護士会連合会を含む。）のウェブサイトや主催する採用説明会を通じて、各法律事務所の採用情報を御提供いただくよう御協力の程お願い申し上げます。

司法修習生からは、例年、就職活動のために遠距離移動を伴う場合には交通費等の経済的負担が大きく、修習地以外の法律事務所と縁を作る活動を優先すると司法修習に支障が生じるなど、修習地と弁護士登録希望地が離れていることによる不公平感を訴える意見が多く寄せられています。

つきましては、司法修習生等の就職活動の負担を軽減し、登録希望地における就職活動の機会を増やすため、各法律事務所に対し、採用情報の提供は、司法試験合格発表後から実施していただくよう御協力をお願いする次第です。

2 事務所見学・採用選考等の日程・時刻の配慮

会員には、事務所見学・採用選考等の日時を決定するに際しては、全期間を

通じ、司法修習への影響を及ぼさないよう最大限の御配慮をいただきたくお願い申し上げます。

導入修習期間中（令和7年3月19日から同年4月10日まで）は、採用活動が活発に行われる時期ではありますが、導入修習をそのために欠席することなどないように日程・時刻の設定に格別の御配慮をお願いいたします。

また、在学中受験による合格者は、令和7年2月中旬頃まで法科大学院の授業や定期試験等がありますので、事務所見学等の日程は、そのことに配慮し、平日の夕刻以降、又は土・日曜日の開催も含めて御検討下さい。

最後に、修習生の経済的負担軽減の観点から、ウェブ会議システムによる面接の活用についても御検討ください。

3 不相当な方法による勧誘行為の禁止

司法修習生等の採用に際し、過度の時間的拘束、飲食提供、その他不相当な方法による採用のための勧誘行為を行わないようお願いいたします。

4 職業選択に関する自由な意思決定の尊重

会員においては、職業選択に関する司法修習生等の自由な意思を尊重してください。司法修習生等による採用の申込み又は承諾につき、司法修習生等が撤回することを妨げるものがないようお願いいたします。

第2 選択型実務修習期間における司法修習生の就職活動

就職活動は各司法修習生の自助努力に任されておりますが、他方、その活動は専念義務のある司法修習の合間を縫って行われ、二回試験が間近に迫った選択型実務修習期間中に就職活動をする司法修習生も存在します。

司法研修所による令和3年10月14日付け「司法修習生の欠席承認に関する運用基準」では、「導入修習期間中を除き、合計5日間を限度として承認して差し支えない。（後略）」とされていますが、選択型実務修習における修習プログラムは、修習生が任意に選択したものであり、他では代替できないものでもあるため、就職活動を理由に欠席が生じないよう配慮する必要があります。

そこで、選択型実務修習期間中に司法修習生が事務所訪問する場合、訪問日を土曜又は日曜・祝祭日に指定するなど、実情に合わせ十全な司法修習に支障が生じないように貴会所属の会員に周知していただきたく要請します。

以上

<本件担当事務局>

日本弁護士連合会法制部法制第一課（担当：[REDACTED]）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

TEL: [REDACTED]（直通） FAX: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]